

會學濟經學大國帝都京

# 叢論濟經

號二第 卷三十二第

行發日一月八年五十正大

### 論叢

伊太利に於ける農業社會化運動

教授 法學博士

河田 嗣郎

地方家屋稅の當否

教授 法學博士

神戸 正雄

生産の概念

九州帝國大學  
教授 文學博士

高田 保馬

動物界の鬭爭

教授 理學士

川村多實二

### 時論

軍備縮小會議に就いて

教授 法學博士

末廣 重雄

### 說苑

羽州庄内農民愁訴騒動

教授 經濟學士

黒正 巖

足袋の製造工程

法學士

本多 芳郎

琉球の史的回顧

教授 法學博士

山本美越乃

### 雜錄

我國古代の財政と佛教

教授 經濟學博士

本庄榮治郎

間接消費稅の累進稅率

助教授 法學士

汐見 三郎

クナツプ教授逝く

經濟學士

菊田 太郎

### 法令

勞働爭議調停法・勞働爭議調停法施行令・工場法施行令中改正・工場法施行規則中改正・商事調停法・土地貸賃價格調査法

(禁轉載)

雜錄

我國古代の財政と佛教

本庄榮治郎

上古氏族制度の世に於ては皇室の領有せらるる土地人民もあれば、地方豪族の領有せる土地人民もあつた。而して天皇の統治關係は直接には皇室領有の土地人民に及ぶのみであるから、この皇室領よりの收穫が主として皇室の費用并に中央政府の經費に充てられたものである。私領地に於ける田租夫役はその領主の手に入り、僅かにその貢物だけが朝廷へ收められたものである。事情かくの如くであるから、皇室御料の増減は即ち財政に大なる影響を與ふるものである。

二  
欽明天皇のとき以來佛法が我國に傳來したこ

第二十三卷 (第二號一四八) 三三二

とは上古史上の一大事件であるが、それは當時の財政の上にも大なる影響を與へたものである。

佛教が漸く國民の間に信仰せらるゝに及び、崇峻帝以後に於て邦人の出家得度するものが少くなかつたが、それ等の者には一部の課役を免するの制度であつたのみならず、寺院保護のため、朝廷に於ては寺院に對して之れに屬する民戸及び土地を給せらるゝこと屢なりしがために、朝廷の公領、課戸は勢ひ減少せざるを得ざることとなつた。加之皇族も貴族も寺院に土地を寄附し、寺院も寺田の擴張に力め、或は良民を買とりて寺の奴婢とすることも行はれたのであるから、それ等が國家の收入に影響を及ぼしたことは少くなかつたことであらう。更に佛像の造作や寺院の建築の如き、或は施藥院其他の救恤事業等の如き、佛教の弘通によつて直接間接に經費の支出を増加したことも認めなければならぬ。即ち收入の減少にもかゝらず支出は増加する有様であるから、佛教の發達が我國の

財政に影響を及ぼしたことは著しきものがあることを信ぜざるを得ぬ。殊に當時一般の状況は貴族も豪族も次第に土地を兼併したため、私領地は増加して公領減少するの有様であつたら、財政は次第に窮迫なる状態に陥るに至つた。茲に於てか何等かの手段を以て財政の改革を行はざる可らざる勢となつたが、この状態を一變せしめたものは、即ち大化の改新であつた。大化の改新は實にこの行詰れる財政を打開するために行はれたものと云へやう。否少くともその一原因たることは明かである。

### 三

大化の改新は(一)全國土地人民の私有を禁じてこれを公有とし(二)行政區劃を改定し交通の制度を整へ(三)戶籍・計帳・班田收授の法を定め(四)舊の賦役を罷めて租庸調を徵收する等の四大改革を斷行されたものである。茲に於てか天皇の統治關係は直接に全國の土地人民に及び國事と族制とは全く分離し、所謂郡縣制度の社會を生ずることゝなつた。而して財政史上より之

れを見れば、この郡縣制度の確立は即ち前代の行詰れる財政状態を打開し、確乎たる收入源を設定して中央集權の確立を期するに足るものでなければならぬ。大化改新の四大政綱の中に、全國の土地人民を公有とし、從來の賦役を罷めて新に租庸調の徵收を確立せられたことは、その用意の存する處を見るに足る。かくて一度び伸張したる財政も天平以後再びまた窮迫を告ぐるに至つた。

### 四

前期に於て佛教の流行が財政に大なる影響を與へたものであるが、奈良朝に於ては殊にその弊が甚しかつた。三善清行の意見封事の一節に曰く「欽明文皇の代、佛法初めて本朝に傳はる。推古天皇以後、此教盛に行れ、上は群公郷士より下は諸國の黎民に至るまで、寺塔を建つることなくんば人數に列ねず、故に資産を傾盡して浮圖を興造し競て田園を捨て、以て佛地と爲し、多く良人を買て以て寺奴と爲す。降て天平に及んで彌以尊重せられ、遂に田園を傾け多く

大寺を建て其堂宇の崇き、佛像の大なる、工巧の妙に、莊嚴の奇なる鬼神の製の如く有て人力の爲すに非るに似たり。又七道諸國をして國分二寺を建てしめ造作の費各其國の正税を用ゆ、是に於て天下の費十分而五なり」と天平年間即ち聖武天皇の頃に至つて佛教のために國帑を糜することの甚しかりしを見るに足る。

聖武天皇并に光明皇后が佛教に歸依せらるゝこと特に厚かりしことはいふ迄もない所であるが、當時國分寺東大寺其他の造營、大佛其他佛像の鑄造、經典の書寫等によつて費した處のものは實に莫大なるものであつた。勿論其精確なる數字は今日知り得ざる處であるが、東大寺造營のとき攝津職の手で取扱つた瓦だけでも二萬枚、興福寺に命じて造らせた分がすべて三萬枚、此外各處で作つた瓦もあるであらうから、瓦だけでも非常な數に上る。又大佛殿の步廊百十六間を青く塗るために一千七百四十斤の綠青と六百十七斤八兩の膠とが要つた<sup>1)</sup>。大佛鑄造のための材料は熟銅、鍊金、白鐵、水銀、木炭等

莫大な額であり、その他大小の佛像、堂宇、彩色描畫の費用、木材其他の材料、運賃、人夫の賃錢等を計算し金額を以て換算したならば、驚くべき巨額に達するであらう。また印刷術の發達せざりし當時に於て經典を書寫することは信仰心を満足せしむる上に於ても或は佛教の弘通を圖る上に於ても重要な事業であつた。「大日本古文書」を見ると到る處に寫經のことが見られてをり、その卷數は驚くべき多數に上つたこと、考へられるが、天平の頃には寫經司といふ役所があつて専門に寫經に従事したものである。それ等の人々の給料、これに要する筆紙墨等少からざる費消である。

### 五

以上の外、或は施藥院悲田院等を設け、これに封戸土地を施入し、殊に佛寺に封戸土地を寄進することは屢行はれた。かの國分寺を建てられたとき、僧寺に封戸五十戸水田五十町、尼寺に水田十町を施入し、諸國の國稅四萬束を割いて兩寺に各二萬束を入れ、利息を永く造寺の用

1) 群書類從第十七輯 115頁  
2) 大日本古文書卷四、244頁、180頁、  
3) 同上 223頁

に充てしめた如き、その一例であるが、大寺の小寺も土地を占め、それが次第に増加するの勢であつたから、その總額は蓋大なるものがあるであらう。殊に聖武天皇の天平十五年に開墾地の私有を許されて以來、寺院の土地を占有開墾する者甚だ多く大なる弊害を生ずるに至つた。

こゝに於て孝謙天皇天平勝寶元年七月諸寺の墾田を制限し、大安樂師興福大倭國の法華寺諸國分金光明寺に限り寺別に墾田一千町、大倭國分金光明寺には四千町元興寺には二千町、弘福、法隆、四天王、崇福、新樂師、建興、下野樂師寺、筑紫觀世音寺は寺別に五百町、諸國の法華寺は寺別に四百町、自餘の定額寺別に一百町とせられたが、これによつて見るも寺院の占有せる土地の甚だ廣大なるものなりしことは明かである。而して寺田は不輸租田であり、私墾田も後には租を輸さるに至つたからこれ等の田地の増加が財政に大なる影響を與へたことはいふ迄もない所である。

次代孝謙天皇も佛教を信せらるゝこと厚く三

重の小塔一百万基を作り、一基毎に經文一卷を籠めて南都近畿の十大寺に各十萬基づゝ分納せられた。これ所謂百萬塔である。

## 六

かくて佛教の興隆と共に我國の財政は年一年と窮乏に陥らざるを得なかつた。田口卯吉博士は(一)天平十三年に藤原氏が累世賜ふ所の食封五千戸を返上せんと願出でたが、其内三千戸を收公して國分寺に施入せしこと(二)諸氏より奴婢を徴して工事を助けしめたること(三)天平勝寶六年九月の勅に『聞くならく諸國司等利潤を貪求し、輸租實ならず、舉稅欺多し。是に由て百姓漸く勞れ正倉頗る空し』云々の語あること(四)同七年三月八幡神宮より封戸千四百戸、水田一百町を返納したること(五)天平寶字元年橘奈良麿反を謀り捕へられしとき、東大寺を造り人民苦辛し氏々の人亦憂を爲すと白せしこと等よりして東大寺創立の結果財政困難となり、人民の不平憂慮を生じたることを斷じて居られる。單に東大寺大佛の造營のみならず歴代倭佛

4) 續日本紀 239頁  
5) 同上 299頁  
6) 史海第六卷 14頁

の結果財政の困難に陥つたことは明かである。大佛は社會史上より見て奴隸勞力の體現であるが、財政史上より見れば財力疲弊の象徴であらう。

七

平安朝時代は莊園の發達せる時代である。當時莊園を多く占有せるものは興福寺園城寺其他の大寺であり、中央の藤原氏であり、地方の諸豪族であつた。宮廷自らも亦土地の開墾に力められたことが少くない。初めは莊園と雖、租税を納めたものであるが、後には實際上不輸不入の地となつた。寺院が多くの莊園を占むることは國庫の收入に影響を與ふることは明かである。

三善清行の意見封事の中には天下の人民三分の二は皆是れ禿首の者なりとあるが、これは形を僧侶に變じて以て課役を免れんとしたるものであつて、當時一般の通弊たりし課口減少の一方面を示せるものに過ぎない。而して平安朝時代に於ても桓武・嵯峨・淳和・清和・宇多・圓融・白

河等歷代の天皇は厚く佛法を信せられたが、殊に白河法皇は堂塔伽藍を作り、金泥の一切經を書寫し、諸寺の供養にも盛儀を極められたが、法皇が痾置された大小の佛畫は五千四百七十餘幅に上り、丈六の佛像一百二十七軀、等身以下の佛像六十餘軀、七寶塔二十一基、小塔四十四萬餘基に上つたといふ。その如何に佛教のために費す所大なりしかを知るに足る。

之を要するに我國上古王朝時代に於ては佛教の興隆が財政に影響を與へた所は甚だ大なるものがあると思ふ。勿論當時の財政困難は單に佛教のためのみにあらず、種々の原因の存する處ではあるが、佛教が甚だ大なる分け前を有することは否むを得ざる所であらう。